190190.585	2 その他のもの		X																				
190190.586	〔ii〕 その他のもの		X																				
	〔2〕 その他のもの																						
190190.587	－ 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第１項第３号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
190190.588	－ その他のもの		X																				
	2 その他のもの																						
	(1) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品																						
	A 砂糖を加えたもの																						
	(a) しょ糖の含有量が全重量の50％未満のもの																						
190190.211	－ 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		X																				
	－ その他のもの																						